

新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資

1. 目的

長引く景気低迷と不良債権処理の加速から、中小企業者の資金調達環境が厳しさを増す中、デフレの進行が売上の更なる減少を招いており、中小企業者にとっては、既往借入金の返済が大きな負担となっている。こうした状況を踏まえ、既往借入金の統合や借換えにより返済負担を軽減し資金繰りの改善を支援し業績の回復を図ることを目的とする。

2. 制度内容

資金使途	既往市制度融資の借入金の返済。事業計画に応じて新規の借入可。		
限度額	3,000万円 ただし、新潟市金融安定化特別融資は借入残高の範囲内		
利率	7年以内 年 2.0% 7年超10年以内 年 2.25%	信用保証	必要 借入300万以下 100%補助 300万超1000万円 50%補助
期間	10年以内 (据置1年以内)	取扱い 金融機関	第四銀行・北越銀行・大光銀行 新潟信用金庫・三条信用金庫 新潟県信用金庫・新栄信用組合 興栄信用組合・巻信用組合 商工組合中央金庫・北陸銀行
取扱期間	平成15年2月20日～ 平成16年3月31日		
担保・ 保証人	原則として、既往借入金の保証条件以内とする 新規の借入金は、通常の借入に対する保証と同様の取り扱い		

3. 対象者

申込み時において経営安定関連保障制度の利用要件に該当する者
(中小企業信用保険法第2条第3項1～8号認定該当者)
適切な事業計画を持ち、当融資により経営の改善が見込める者

4. 対象融資

新潟県信用保証協会の保障付の新潟市の制度融資で、借入残高のあるもの
申し込み時において、据置き期間でないもの

5. 申込み

所定の融資申込書により、必要書類を添えて市商工振興課へ申込む

6．必要書類

(1) 中小企業信用保険法第 2 条第 3 項の認定書

認定に必要な決算書や試算表・事業計画など必要

(2) 既往借入金の金銭消費貸借契約書 (写し)

(3) 既往借入金の残高証明書 (金融機関発行のもの)

(4) 納税証明書 (市制度融資用のもの)

7．その他

借換元と借換先の金融機関については制限は設けない。